

定 款

株式会社新日本科学

改正：2022年6月28日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社新日本科学と称し、英文では SHIN NIPPON BIOMEDICAL LABORATORIES, LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 実験用動物、疾患モデル動物の飼育、改良及びその販売
- (2) 実験用動物の輸出入並びにその販売
- (3) 実験用動物の飼料、飼育器具・器材の販売
- (4) 実験用動物の飼育設備、飼育器具・器材の設計並びに施工
- (5) 実験用動物、疾患モデル動物を使用しての医学的、化学的諸実験の研究及び受託
- (6) 実験用動物を使用しての医学的研究と研究受託
- (7) 医薬、農薬、食品、化粧品、工業・化学薬品、再生医療等製品、医療機器の開発研究のための薬理試験、一般毒性試験(急性、亜急性、慢性毒性試験)、特殊毒性試験(抗原性、局所刺激性、吸入、変異原性、発癌性、生殖試験)等の各項目の試験の実施
- (8) 医薬、医療材料、農薬、機能性食品、化粧品、工業・化学薬品、再生医療等製品、医療機器の研究開発と受託研究
- (9) 医薬品、医薬部外品、研究用試薬、農薬、機能性食品、化粧品、工業・化学薬品、再生医療等製品、医療機器、医療材料、医療機械器具、医療用衛生材料、環境保全、予防医学及び保健衛生に関する下記の事業
 - ①臨床試験・研究の受託及び臨床試験・治験コーディネーター
 - ②研究開発、研究開発の受託、研究指導、実地指導
 - ③臨床試験・研究・治験実施医療機関への支援
 - ④研究開発及び許可申請、並びに販売に関するコンサルタント
 - ⑤研究開発及び許可申請、並びに販売に関する通訳
 - ⑥研究開発及び許可申請、並びに販売に関する概要書作成
 - ⑦広告・宣伝に関する企画業
 - ⑧輸入、製造販売業
 - ⑨新規合成反応の開発、知的財産化
 - ⑩大量合成法の開発、知的財産化
 - ⑪候補化合物の評価、探索、知的財産化
 - ⑫合成プロセス改良の受託研究
 - ⑬化合物合成の受託研究
- (10) コンピューターソフト及びコンピューターソフトプログラムの開発、製造、販売及び請負業
- (11) ゲノム、遺伝子、タンパク質の解析、検査及び研究開発と研究受託
- (12) ゲノム、遺伝子、タンパク質の機能解析装置の開発、販売
- (13) ゲノム、遺伝子、タンパク質の機能解析及び機能解析装置に関する研究、ソフトブ

プログラムの開発と販売、コンサルティング

- (14) 理化学機器、医療用機器の開発及び設計と販売並びにその受託研究
- (15) 特許権その他の産業財産権、商品化権等の知的財産権の取得、保有、運用、管理、リース業
- (16) 医薬品、医療用器材、医療衛生用品、医薬部外品、化粧品、香料、再生医療等製品、医療機器、医療用具、医療用器械器具、健康機器、健康用具及びその部分品、医療用機械器具用金型及びその部分品、医療用の備品及び消耗品、治工具及びその部分品、製薬用機器・用具、乳業機器、食品加工関連機器、農業・酪農畜産用機器、衛生雑貨、食品、菓子、牛乳、乳製品、薬草、食品添加物、生鮮食料品、加工食料品、健康食品、冷凍食料品、飲料品、酒類、清涼飲料、酒精含有飲料、動物用医薬品、農業用薬品、農畜水産物、飼料及び飼料添加物、肥料、化学薬品、検査用試薬、測定機器及びその部分品並びに機械器具類の研究開発、生産・製造（受託製造を含む）、販売、販売の請負及び仲介業務（前臨床及び臨床試験の受託にかかる仲介業務を含む）、輸出入、商品企画、加工、レンタル、賃貸借、並びに修理
- (17) 牧場及び農園の経営並びに家畜及び家禽の飼育、リース、斡旋、販売及び輸出入
- (18) 野菜及び果樹等の農産物の栽培、加工及び販売
- (19) 木材その他林産品並びに種子、苗木、花卉、青果物及び緑化樹木並びに農機具その他農園芸用品の生産、斡旋、販売及び輸出入
- (20) 木工民芸品、家具、彫刻品、竹細工品、工芸品の企画、デザイン、製作、販売及び輸出入
- (21) 衣料品、アクセサリー、服飾雑貨の企画、デザイン、制作、販売及び輸出入
- (22) 山林の経営及び売買
- (23) 家畜の精液及び受精卵の生産、販売及び輸出入
- (24) 各種繊維原料及び繊維工業品の製造、加工、販売及び輸出入
- (25) 漁業及び水産養殖業
- (26) 特定労働者派遣事業
- (27) 宇宙環境下における科学応用研究と新薬研究受託、新規医療の研究開発とその受託並びにその成果の運用
- (28) 経営管理、経営コンサルティング
- (29) 有価証券の取得、管理及び運用
- (30) 臨床試験施設のネットワーク構築及び支援
- (31) 医療機械器具、自動車、事務機器、什器及び設備備品のリース及びレンタル
- (32) 医療機関等で実施する臨床試験に係る業務の支援
- (33) 臨床試験の計画、実施、解析、報告、評価等に係る業務の受託
- (34) 臨床開発及び臨床試験に関するコンサルタント業務
- (35) 臨床データ及び非臨床データのデータマネジメント及び統計解析並びにそれらに関するコンサルタント業務
- (36) 医療関連スタッフの紹介、派遣及び育成
- (37) 教育研修スタッフの紹介、派遣及び育成
- (38) 臨床試験の普及活動
- (39) 医学論文等の作成支援
- (40) 学会、シンポジウム、セミナー等の企画、実施及び運営

- (41) 医療に関する情報提供業務及びコンサルタント業務
- (42) 健康指導及び健康相談
- (43) 栄養指導及び栄養相談
- (44) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介及び斡旋業務、不動産開発、企画、設計、分譲販売業務、不動産コンサルティング業務、建設業並びに建設工事及び設備工事の設計、施工及び監理
- (45) 宿泊施設及び健康・スポーツ・レジャー関連施設の企画・運営・管理・経営
- (46) 温泉浴場及びサウナの経営
- (47) 飲食店及び売店の経営
- (48) 前3号に掲げる施設及び店舗の賃貸
- (49) 各種イベント及びツアーの企画及び立案
- (50) 旅行業
- (51) 翻訳業
- (52) 書籍、出版物、文房具、玩具、衣料及び日用雑貨等の企画、デザイン、制作、輸出入及び販売
- (53) 介護サービス事業、在宅介護及び居住介護に関するサービス提供業務及びコンサルタント業務
- (54) スポーツ用品、サプリメント品の製造、販売及び販売の請負
- (55) 水素の製造及び販売
- (56) 水素生成技術の商業利用
- (57) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する事業
- (58) 熱供給事業
- (59) 温室効果ガス排出権の取引
- (60) 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業
- (61) 会員権の売買
- (62) 人材育成及び能力開発のための教育事業
- (63) 保育所の経営
- (64) 情報処理、文書作成等の事務処理請負業
- (65) 人事・庶務・総務・法務に関する事務の代行及びそれらに関するコンサルティング
- (66) 財務書類の作成、財務に関する調査及び立案、コンピューターへのデータ入力業務及びファイリング業務並びに会計事務及び集金業務の代行
- (67) 建築物の清掃及び保守、管理
- (68) 福祉用具、介護用機器備品の製作、修理、装着及び販売
- (69) 福祉用具に関する相談及び研究開発
- (70) 福祉用具製作技能者養成に伴う職業技術教育の実施
- (71) DTP デザインの企画、制作及び販売
- (72) CAD によるデザイン、設計製図及び住環境整備
- (73) 宿泊施設、リゾート施設等の施設利用会員権の売買及び仲介
- (74) 都市開発、地域開発、リゾート地開発等に関する企画・設計・監理
- (75) 都市開発、地域開発、リゾート地開発等に関するコンサルタント業務
- (76) ライセンス契約の媒介、取次ぎ又は代理
- (77) 按摩、マッサージ、指圧、鍼の施術業務

- (78) 倉庫業
- (79) 投融資事業並びに投資ファンドの組成、管理及び運用
- (80) インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス
- (81) ロボット機器の製造、販売
- (82) 医療サービス、健康サービス開発、販売
- (83) 無線通信機器、航海計器及び船用エンジンの販売並びに修理
- (84) 船舶電気艙装、一般電気機器及び船舶装備品の販売
- (85) データ分析
- (86) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を鹿児島県鹿児島市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、137,376,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手續等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会にて定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 19 条 当会社の取締役は、20 名以内とする。

(選任方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第 31 条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4 年後の定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、その監査役の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

- 1 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。